

**公営住宅並み家賃(約28,000円※)で入居できる民間賃貸住宅(※令和6年度平均)**

# セーフティネット住宅に入居するひとり親世帯への家賃補助事業

家賃(月額)

**最大4万円補助**

(令和6年度平均:約28,000円)

郡山市が補助します

補助総額

(家賃と家賃債務保証料補助を合算)

**480万円/戸まで**

(ただし、最長20年以内)

家賃債務保証料(初回分)

**最大6万円補助**

(連帯保証人がない契約に限る)



## モデルケース

家賃60,000円、50㎡の住宅  
入居者所得104,000円以下の場合

26,000円

34,000円

入居者負担額

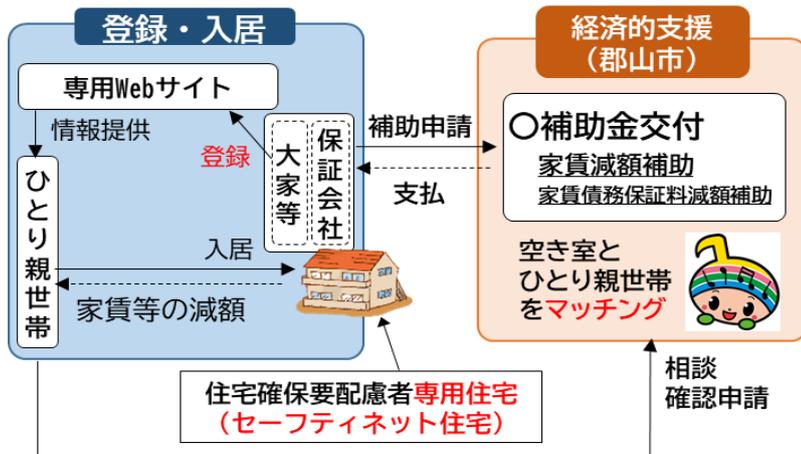
家賃補助額

(=公営住宅並み家賃※) (郡山市が負担)

※入居者の収入や住宅の面積等によって異なります

## 令和7年度家賃補助付きセーフティネット住宅入居者募集要項

募集戸数	30戸程度 (※新規受付戸数)
募集期間	令和7年4月1日(火)から 令和8年1月9日(金)まで
募集方法	先着順 ※予算額に達した時点で受付終了
入居対象者	ひとり親世帯(所得等要件あり) ※詳しくは裏面に記載
申請手続き	郡山市子ども家庭課での手続き ※詳しくは裏面に記載



セーフティネット住宅の入居者募集情報はこちら

セーフティネット住宅 検索

検索



## 問合せ先

郡山市子ども家庭課女性・ひとり親家庭支援係  
電話 024-924-3341  
住所 〒963-8025 郡山市桑野1-2-3  
(ニコニコ子ども館3階)

## セーフティネット住宅とは

- ・住宅確保要配慮者（住宅の確保が困難な方）の入居を円滑にするための登録制度です
- ・ただし、入居時の審査は通常通り行いますので、審査に通らない場合は入居できません
- ・一定の基準を満たす民間賃貸住宅が登録できます（公営住宅は登録不可）
- ・セーフティネット住宅には「専用住宅」と「登録住宅」の2つの種類があります
- ・家賃補助の対象は「専用住宅」に限ります
- ・空室情報はウェブサイト「セーフティネット住宅情報提供システム（※）」で検索できます



## 家賃補助について

- ・家賃補助の開始は児童扶養手当の支給決定後になります
- ・入居者負担額は世帯全員の所得（公営住宅法施行令に規定する月収額）と住宅の面積で決定します



（※）ウェブサイトQRコード  
←「郡山市」「専用住宅」「空室」  
の検索条件で検索できます

面積	入居者負担額（公営住宅並み家賃）の目安			
	所得 104,000 円以下	所得 104,000 を超え 123,000 円以下	所得 123,000 を超え 139,000 円以下	所得 139,000 を超え 158,000 円以下
30m <sup>2</sup> ～40m <sup>2</sup>	16,000～21,000 円	18,000～24,000 円	20,000～27,000 円	23,000～30,000 円
40m <sup>2</sup> ～50m <sup>2</sup>	21,000～26,000 円	24,000～30,000 円	27,000～34,000 円	30,000～38,000 円
50m <sup>2</sup> ～60m <sup>2</sup>	26,000～31,000 円	30,000～35,000 円	34,000～40,000 円	38,000～45,000 円
60m <sup>2</sup> ～70m <sup>2</sup>	31,000～36,000 円	35,000～41,000 円	40,000～47,000 円	45,000～53,000 円

- ・元の家賃と入居者負担額（公営住宅並み家賃）との差額（上限4万円）を郡山市が補助します
- ・子（世帯主と同居している子の中で最も年齢が低い者）が18歳に達した次の3月31日で補助は終了します

## 補助利用までの流れ

手順1：補助の要件を確認する（以下の要件を全て満たした場合に補助ができます）

### A. 入居（希望）者

- 児童扶養手当を受給し全部支給の決定を受けている
- 入居世帯全員の所得（公営住宅法施行令に規定する月収額）の合計が158,000円以下である
- 住宅扶助（生活保護法）または住宅確保給付金（生活困窮者自立支援法）を受給していない
- 暴力団関係者ではない
- 転居が困難な事情がある（※現在お住まいの住宅で補助を受ける場合のみ）

### B. 住宅及び契約内容等

- 郡山市内にあるセーフティネット住宅（専用住宅）である
- 賃貸借契約書の契約者が入居（希望）者本人である
- 入居（予定）者は住宅の契約者本人とその子のみである

・世帯全員の住民票の写し  
・所得課税証明書（直近のもの）  
・児童扶養手当証書の写し  
の計3点の提出が必要です

## 手順2：申請手続きを行う

- ① 入居（希望）者が郡山市こども家庭課窓口で入居資格確認申請を行う
- ② 不動産店にてセーフティネット住宅への入居申込及び入居審査を行う
- ③ セーフティネット住宅の家主（または管理会社）が郡山市こども家庭課に補助金を申請する  
※③の申請日の翌月（1日の申請のみ当月）以降から補助が開始になります

①と②は順序が逆でもかまいません

- ④ 不動産店にて賃貸借契約を締結する
- ⑤ セーフティネット住宅に入居する
- ⑥ 入居後郡山市こども家庭課に住民票（転居後のもの）を提出する